

平成 23 年 7 月 21 日

東北地方太平洋沖地震により被災した鉄筋継手関連会社の救済に関する特別措置

公益社団法人 日本鉄筋継手協会

<主 旨>

平成 23 年 3 月 11 日（金）14:46 に発生した東北地方太平洋沖地震により、東北地方・関東地方を中心として地震と津波による未曾有の大震災が生じた。被災した鉄筋継手施工会社及び検査会社を支援する観点から、救済に関する特別措置を設ける。

<措置の詳細>

1. 特別措置

(1) 社屋の倒壊又は半壊等により一時的又は恒久的に使用できない被害を受けた会員企業に対して、自治体発行の罹災証明をもって被災企業が協会に申請することを要件として、平成 23 年度分協会会費の免除措置を講ずる。

すでに会費が納入されている場合には、還付する。

(2) 被災により刊行物を喪失した鉄筋継手施工会社又は検査会社に対して、鉄筋継手の施工又は検査業務に利用する、あるいは所属する技量資格者の技量資格維持に必要な次の刊行物を被災企業が協会に申請することを要件として、無償供与する措置を講ずる。

○鉄筋継手工事標準仕様書 1 被災企業 各 1 冊

○各技量資格に関する問題集及びテキスト 1 被災企業 各 1 冊

2. 対象とする会社

(1) については、本協会の会員企業

(2) については、会員企業、会員外企業を問わない。

3. 対象地域

特例措置の対象地域は、原則として顕著な被災を受けた青森県、岩手県、宮城県、福島県、の地域等とする。

4. 申請手続き

(1) 対象地域で被災を受けた鉄筋継手施工会社又は検査会社は、協会の所定の様式（東北地方太平洋沖地震による被災した鉄筋継手関連会社等の救済に関する特別措置 申請書）により、協会宛に申請する。

(2) 総務委員会は、その内容を確認し、特別措置の実施を承認する。

(3) 申請期限は、平成 23 年 10 月 31 日までとする。

以上